

農地転用許可権者における転用許可審査基準の概要 【総括】

1 詳細な許可基準を定めている許可権者及び公表の割合

	基準の内容		基準を公表している
	国の通知をそのまま準用している	詳細な基準を定めている	
都道府県	55.3%	44.7%	68.1%
指定市町村 (※)	33.9%	66.1%	21.0%
合計	43.1%	56.9%	41.3%

2 許可権者が定めている詳細な基準の概要

許可権者が定めている詳細な基準は、次のようなものがある。

なお、許可権者毎の状況は、別添の「詳細な基準の概要」のとおり。

① 立地基準の判断

農地区分の判断について言及

例：第3種農地の判断基準に係る宅地化の指標となる施設について具体的に例示

② 一般基準の判断

転用事業の確実性の判断について言及

例：適正な面積の規模について上限面積等を規定

③ 不許可の例外の取扱い

甲種農地・第1種農地の不許可の例外の判断について言及

例：地域の農業の振興に資する施設について具体的に例示

④ その他

手続面の取扱いについて言及

例：許可の取消手続について具体的に規定

※「指定市町村」とは、優良農地を確保する目標を定め、農地転用許可制度を適正に運用しているなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣の指定を受けた市町村。令和3年2月26日時点で62市町。

農地転用許可権者における転用許可審査基準の都道府県毎の概要

別添

	審査基準の内容			審査基準の公表	
	国の通知をそのまま準用	詳細な基準を定めている	詳細な基準の概要	公表の有無	公表の媒体
北海道	○			○	HP
青森県	○				
岩手県	○			○	HP
宮城県	○			○	HP
秋田県		○	一般基準の判断	○	事務所備え付け
山形県		○	その他	○	事務所備え付け
福島県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
茨城県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
栃木県	○			○	HP
群馬県	○			○	事務所備え付け
埼玉県	○			○	HP、事務所備え付け
千葉県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
東京都	○				
神奈川県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
山梨県	○			○	HP
長野県	○			○	HP
静岡県	○			○	HP
新潟県		○	一般基準の判断	○	HP
富山県	○				
石川県	○				
福井県		○	不許可の例外の取扱い 等		
岐阜県		○	不許可の例外の取扱い 等		
愛知県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP

	審査基準の内容			審査基準の公表	
	国の通知をそのまま準用	詳細な基準を定めている	詳細な基準の概要	公表の有無	公表の媒体
三重県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
滋賀県	○				
京都府	○				
大阪府	○			○	HP
兵庫県	○			○	HP
奈良県	○				
和歌山県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
鳥取県	○			○	HP
島根県	○				
岡山県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
広島県		○	不許可の例外の取扱い 等		
山口県		○	一般基準の判断	○	HP
徳島県		○	その他	○	HP
香川県		○	不許可の例外の取扱い	○	HP
愛媛県	○			○	HP
高知県		○	立地基準の判断		
福岡県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP、事務所備え付け
佐賀県	○				
長崎県		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
熊本県	○			○	HP
大分県	○				
宮崎県	○				
鹿児島県	○			○	事務所備え付け
沖縄県		○	不許可の例外の取扱い	○	HP

農地転用許可権者における転用許可審査基準の指定市町村毎の概要

		審査基準の内容			審査基準の公表	
		国の通知をそのまま準用	詳細な基準を定めている	詳細な基準の概要	公表の有無	公表の媒体
北海道	七飯町	○			○	HP
岩手県	盛岡市	○			○	HP
	花巻市	○				
	滝沢市	○				
	紫波町	○				
栃木県	宇都宮市	○				
埼玉県	蓮田市	○				
神奈川県	横浜市		○	不許可の例外の取扱い 等	○	HP
新潟県	新潟市	○				
	長岡市	○				
	見附市	○				
富山県	富山市	○				
福井県	福井市		○	立地基準の判断 等		
	鯖江市		○	福井県の審査基準を準用		
	越前市		○	〃		
長野県	飯田市	○				
	伊那市	○				
	高森町	○				
岐阜県	岐阜市		○	岐阜県の審査基準を準用		
	大垣市		○	〃		
	可児市		○	〃		
	大野町		○	〃		
	北方町		○	〃	○	事務所備え付け

		審査基準の内容			審査基準の公表	
		国の通知をそのまま準用	詳細な基準を定めている	詳細な基準の概要	公表の有無	公表の媒体
愛知県	豊橋市		○	愛知県の審査基準を準用	○	事務所備え付け
	一宮市		○	〃	○	事務所備え付け
	津島市		○	〃	○	事務所備え付け
三重県	津市		○	三重県の審査基準を準用	○	HP、事務所備え付け
	四日市市		○	〃		
	伊勢市		○	〃		
	松阪市		○	〃		
	桑名市		○	〃		
	鈴鹿市		○	〃		
	名張市		○	〃		
	亀山市		○	〃		
	鳥羽市		○	〃		
	伊賀市		○	〃		
	東員町		○	〃		
	朝日町		○	〃		
	多気町		○	〃		
	明和町		○	〃		
	大台町		○	〃		
	玉城町		○	〃		
度会町		○	〃			
大紀町		○	〃			
南伊勢町		○	〃			
滋賀県	近江八幡市	○				
京都府	京都市		○	一般基準の判断	○	HP
兵庫県	神戸市	○			○	HP
	明石市	○			○	HP
和歌山県	海南市		○	不許可の例外の取扱い 等		
島根県	松江市	○				

		審査基準の内容			審査基準の公表	
		国の通知をそのまま準用	詳細な基準を定めている	詳細な基準の概要	公表の有無	公表の媒体
岡山県	岡山市		○	不許可の例外の取扱い 等	○	事務所備え付け
	総社市	○			○	HP
	高梁市		○	不許可の例外の取扱い 等		
	美作市		○	不許可の例外の取扱い 等		
広島県	広島市		○	不許可の例外の取扱い 等		
福岡県	福岡市		○	福岡県の審査基準を準用		
	久留米市		○	〃		
	那珂川市		○	〃		
佐賀県	佐賀市	○				
長崎県	諫早市		○	長崎県の審査基準を準用		
大分県	大分市	○				